

京都市内の事業者の皆様へ



# 2R

## 実践 ガイドブック



京都市では、市民・事業者の皆様とともに、ごみの減量、分別・リサイクルをより一層促進するため、「しまつのこころ条例※」を制定しています。

(※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称)

本ガイドブックは…

条例に基づき事業者の皆様を実施していただく  
ごみ減量の取組について解説します。

京都市ごみ減量  
キャラクター  
ここみちゃん



## 目 次

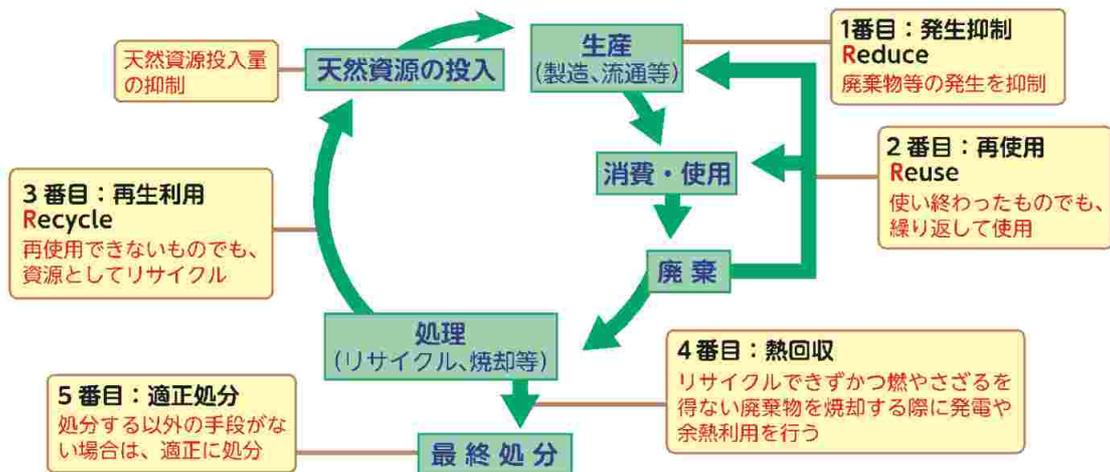
●はじめに	2
●京都市のごみの現状	2
●しまつのこころ条例について	3
〔実施義務と努力義務〕	
①〔ものづくり〕の取組	4
②〔食〕の取組	5
③〔販売と購入〕の取組	7
④〔催事（イベント等）〕の取組	9
⑤〔観光等〕の取組	10
⑥〔大学・共同住宅等〕の取組	11
（参考）〔実施義務と努力義務〕一覧	13
●事業者報告制度について	15
●改善勧告・公表について	16
●市民モニター制度について	17
●その他届出制度について	18
●事業者の分別義務について	19
●（参考）「排出事業者」として知っておくべき事項及び 「許可業者」との契約の際の留意事項	21

# はじめに

京都市では、モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、「持続可能な循環型社会」の実現を目指しています。

持続可能な循環型社会の実現に向けては、まずは2R<sup>\*</sup>の取組を徹底する必要があり、そのうえで、分別・リサイクル（再生利用）などに取り組んでいく必要があります。

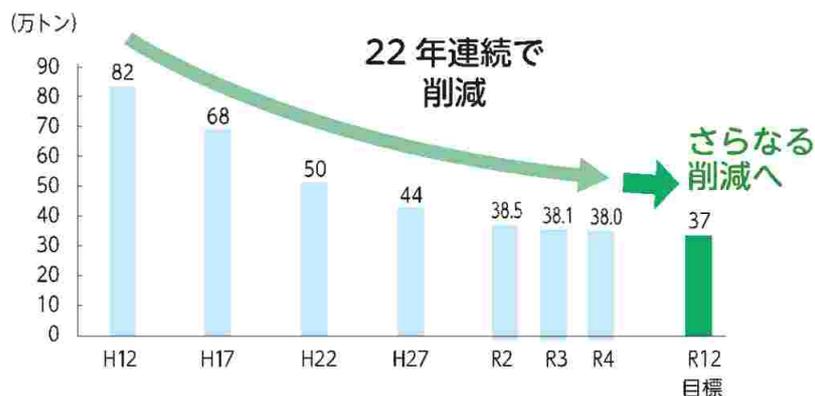
※Reduce（リデュース）及びReuse（リユース）のこと。具体的には、原材料の効率的な使用、長寿命製品やリサイクルしやすい製品の設計、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減、修理サービスといった「リデュース」、シェアリングサービス、中古品の販売・利用といった「リユース」のことを指します。



循環型社会（環境省資料より作成）

## 京都市のごみの現状

令和4年度のごみ量(市受入量)は、これまでの長年にわたる市民・事業者の皆様の御尽力の結果、ピーク時（平成12年度、82万トン）から22年連続で減少し、379,618トン（対前年度比▲0.2万トン、対前年度比▲0.4%）となりました。それによって、5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小でき、ごみ処理費用も平成14年度367億円（ピーク時）から令和3年度232億円へ135億円（37%）削減できています。



# しまつのこころ条例について

京都市では、2R及び分別・リサイクルの促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理等を図るため、平成27年に京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（しまつのこころ条例）を改正し、市民・事業者の取組について、次のとおり定めています。

販売や飲食提供に関する義務等

ごみ減量について重点的に取り組む6つの分野(①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事(イベント等)、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等)に関し、市民、事業者等が実施しなければならないこと又は実施に努めなければならないことについて定めています。【条例第10条から第16条】

詳細は  
4～14ページ



ものづくり  
P4

製造業者



食  
P5、6

食品小売業者・飲食店業者



販売と購入  
P7、8

小売業者



催事(イベント等)  
P9

催事(イベント等)の  
主催者



観光等  
P10

ホテル・旅館業者



大学・共同住宅等  
P11

大学

事業者による取組の実施状況等に関する報告書及び計画書の提出について定めています。【条例第17条】

詳細は  
15、16ページ

取組の実施義務・届出義務・報告義務を履行しないなどの場合の改善勧告・公表について定めています。【条例第18条】

詳細は  
16ページ

市民・事業者等による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度について定めています。【条例第19条】

詳細は  
17ページ

事業用大規模建築物の所有者等によるごみ減量に関する計画書の提出について定めています。【条例第21条・24条】

詳細は  
18ページ

特定食品関連事業者による取組の実施状況等に関する計画書の提出について定めています。【条例第26条】

詳細は  
18ページ

事業者による分別の義務を定めています。【条例第38条】

詳細は  
19ページ

分別義務の違反者に対する指導を徹底するため、違反者の特定に必要な調査、違反者に対する改善勧告、命令及び公表の手続きについて定めています。【条例第40条】

詳細は  
20ページ

分別義務等



実施義務と努力義務 ①

# [ものづくり]の取組

対象事業者 製造業者（家電メーカー、食品メーカー ほか）

## 実施義務

環境に配慮した製品<sup>※</sup>への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光管からLEDへなど）

※ 環境に配慮した製品…  
長く繰り返し使える製品



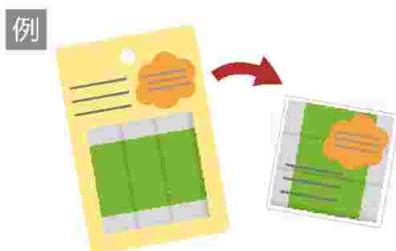
例  
環境に配慮した製品の選択を促すPRポスターを展示会やショールームに掲示



ホームページを活用したPR

## 努力義務

製品の軽量化等の環境配慮事項のPR（包装への印字など）



例  
簡易包装製品の開発・製造



製品の包装にPRポイントをラベリング

## 努力義務

自治体の実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光管、家電等へのラベリングなど）



例  
系列店での店頭回収を実施



製品の包装に自治体の排出方法に従って出していただくメッセージをラベリング



実施義務と努力義務 ②

# 【食】の取組

対象事業者 飲食店業者（レストラン、カフェ、ファストフード店 ほか）

## 実施義務

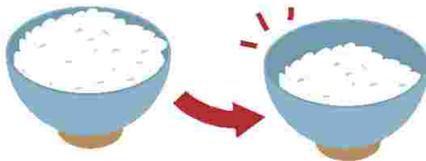
食べ残さない食事を促進するためのPR  
（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示など）

☆報告書兼計画書の取組項目1（P16-Ⅱ）

例



POPやポスターの掲示など



小盛りメニューの紹介

## 努力義務

食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応

☆報告書兼計画書の取組項目2（P16-Ⅱ）

例



ドギーバッグ等による持帰り希望者への対応  
（生鮮食品など調理の必要がある食品は提供しないなど、衛生管理上の配慮が必要です。）

## コラム 「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度について

京都市では、「食べ残し」や「売れ残り」を減らす工夫など、食品ロス削減に取り組む飲食店や宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定しています。認定店舗の皆様には、PRツールの提供や京都市ホームページでの取組紹介等の支援を行っていますのでぜひ御参加ください。

認定制度の詳しい情報や申請書のダウンロードは以下のページを御覧ください。

<京都市食品ロスゼロプロジェクト>  
<http://www.sukkiri-kyoto.com>



▲認定ステッカー

## 対象事業者

食品小売業者（食品スーパー、コンビニほか）、飲食店業者（レストラン、カフェ、ファストフード店ほか）

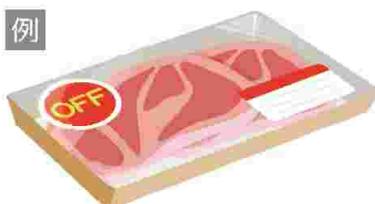
### 努力義務

食品ロスの発生を抑制する取組の実施

☆報告書兼計画書の取組項目9  
（物品小売業者用）（P15- I）

☆報告書兼計画書の取組項目3  
（飲食店業者用）（P16- II）

例



食料品の見切り販売の実施



需要予測に応じた仕入れ量の調整

### 努力義務

カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）

☆報告書兼計画書の取組項目10  
（物品小売業者用）（P15- I）

☆報告書兼計画書の取組項目4  
（飲食店業者用）（P16- II）

例



- ・ POPやポスターの掲示
- ・ マイボトル持参者へのポイントの付与

### 努力義務

ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制

☆報告書兼計画書の取組項目11  
（物品小売業者用）（P15- I）

☆報告書兼計画書の取組項目5  
（飲食店業者用）（P16- II）

例



- ・ 持ち帰り弁当等の購入時に、割り箸やスプーンなどの要否と必要数を確認する声掛け
- ・ 使い捨てのウェットティッシュ、ペーパータオルなどを希望者のみに提供



実施義務と努力義務 ③

## [販売と購入]の取組

対象事業者

小売業者（食品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア ほか）

### 実施義務

ごみになるものが少ないお買い物（容器包装の少ない商品や、簡易包装・量り売りの商品を選択するなど）又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR

☆報告書兼計画書の **取組項目1、2** (P15- I)

例



店内アナウンス



POPやポスターの掲示

### 実施義務

レジ袋の有料化

レジ袋の要否と必要枚数の確認

☆報告書兼計画書の **取組項目3、4** (P15- I)

例



レジ袋の有料化の実施

レジ袋が必要かどうかを確認する声掛け

### 努力義務

量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進、容器包装の少ない商品のPRなど、ごみになるものが少ない販売の実施やPR

☆報告書兼計画書の **取組項目5** (P15- I)

例



容器包装の少ない商品の販売  
やPR



量り売りや簡易包装

### 努力義務

#### 特定レジ袋<sup>※</sup>の有料化又は辞退者へのポイント還元の実施

※生分解性プラスチックを使用したレジ袋等の国が定めるもの

#### レジ袋の使用抑制を図るための工夫を消費者に促進するためのPR

☆報告書兼計画書の取組項目6、7 (P15- I)



例  
特定レジ袋の有料化、辞退者へのポイント還元



マイバッグ持参のPR (POPやポスターの掲示など)

### 努力義務

#### 店頭回収の実施 (容器包装、家電、 電池、蛍光管 など)

☆報告書兼計画書の取組項目8 (P15- I)



例  
トレイや牛乳パックの店頭回収



・小型家電の店頭回収  
・電池・蛍光管の店頭回収

## コラム1 国の取組について

国は、令和元年5月に、「プラスチック資源循環戦略」を策定したうえで、令和2年7月にプラスチック製買物袋の有料化を義務化する改正容器包装リサイクル法関連省令を施行し、プラスチックの資源循環の促進に取り組んでいます。さらに、令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を制定し、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルまでに関わる事業者・消費者・自治体の役割を定め、プラスチックの資源循環に向けた更なる取組を進めています。

## コラム2 特定レジ袋の有料化について～市内の約8割の小売事業者が有料化～

本市では、法律で有料化義務の対象となっていないレジ袋（特定レジ袋）についても、有料とすることを努力義務として条例で定めています。

令和4年度には、市内の約8割の小売事業者（報告対象のみ）が特定レジ袋を有料化しており、特定レジ袋についても削減に向けた取組が進んでいます。



# [催事(イベント等)]の取組

対象事業者 催事(イベント等)の主催者(祭り、学園祭などの主催者)

## 実施義務

イベントにおける資源ごみの分別回収

例



分別ごみ箱の設置

## 努力義務

イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け(事前告知など)

例



イベント告知HP・チラシ・ポスターなどへの記載

## 努力義務

イベントにおけるリユース食器の使用

例



リユース食器の使用



実施義務と努力義務 ⑤

## [観光等]の取組

対象事業者 | ホテル・旅館業者

### 実施義務

宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供。  
または、従業員が分別する場合は、宿泊者に対して分別の必要性を周知。

☆報告書兼計画書の取組項目2 (P16-Ⅲ)

例



分別ごみ箱の設置



分別の取組をPR

### 努力義務

宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制

☆報告書兼計画書の取組項目1 (P16-Ⅲ)

例



対象事業者 | 土産物の製造業者・小売業者（土産販売店、ホテルほか）

### 努力義務

同一商品の自宅用簡易包装品及び贈答用品の製造・供給（製造業者）、併売及び購入者へのPR（小売業者）

例



### 努力義務

他都市での物産展における簡易包装のPR（京都市のごみ減量の取組のPR）

例



POP やポスターの掲示



実施義務と努力義務 ⑥

# [大学・共同住宅等]の取組

対象事業者 大学

## 実施義務

学生への減量方法・  
分別ルールの周知・啓発

☆報告書兼計画書の取組項目1 (P16-IV)

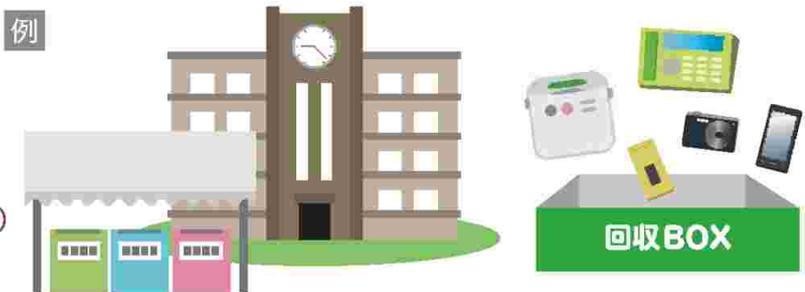


新入生向けガイダンスでの周知、学生向けPCサイトへの掲載

## 努力義務

大学における資源ごみの回収  
拠点の設置

☆報告書兼計画書の取組項目2 (P16-IV)



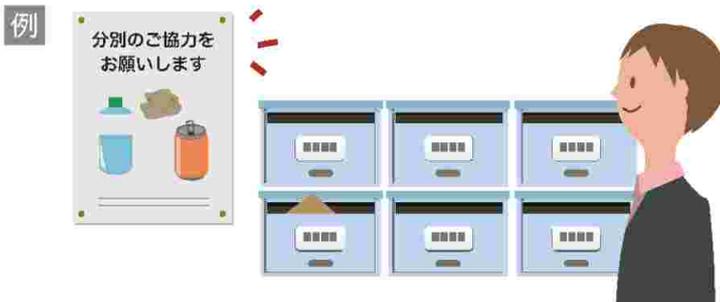
- ・小型家電の分別回収
- ・電池・蛍光管の分別回収

対象事業者 共同住宅の所有者又は管理者

## 実施義務

居住者への減量方法・  
分別ルールの周知・啓発

※共同住宅を新築されるとき又は新たに管理されるときは、上記の内容に係る届が必要です。(詳細はP18)



居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発

## 2R実践のための京都市の支援について

→ 2Rを推進するために必要なPRグッズを提供いたします。

(例) 再剥離ステッカー  
(物品小売業者用)



卓上スタンド三角柱POP  
(飲食店業者用)



→ 優れた2R取組等を行う事業所を紹介します。

京都市では、事業者の2R活動及び分別・リサイクル活動の取組意欲を増進するとともに、本市全体の更なるごみ減量に向けた機運を醸成するため、事業系廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる市内事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定しています。当該優良事業所には、認定証や優良事業所バナーを交付するとともに、本市ホームページにおいて事業所名を掲載します。

また、当該優良事業所の中から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として、年度ごとに表彰しています。表彰者には、賞状・みやこ杉木製銘板の授与、優良賞バナーを交付するとともに、取組内容について、本市広報媒体(京都市情報館、京都ごみネット、ごみゆにけーしょん等)で紹介します。



京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト

「京都ごみネット」で公開しています!

→ <https://kyoto-kogomi.net/>

スマートフォンから  
ご覧いただけます!



## 参考 【実施義務と努力義務】 一覧

関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」（実施義務）  
 （参考）市民の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務）（★）

取組分野	業種等	条例	取組項目
①ものづくり	製 造	10条1項	環境に配慮した製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど）
		10条3項	乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDへの転換など環境に配慮した製品の利用（★）
②食	飲 食	12条1項	食べ残さない食事を促進するためのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等）
		12条4項1号	食べ残さない食事の実践（★）
③販売と購入	小 売	11条1項1号	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
		11条3項1・3号	ごみの少ないお買物の実践・資源物の回収拠点への排出（★）
		11条1項2・3号	レジ袋の有料化（環境に配慮したレジ袋（特定レジ袋）は対象外） レジ袋の要否と必要枚数の確認
		11条3項2号	マイバッグ（買い物袋）の持参、レジ袋の使用辞退（★）
④催事 （イベント等）	主催者	13条3項	イベントにおける資源ごみの分別回収
		13条4項	イベントにおける資源ごみの分別排出（★）
⑤観光等	ホテル ・旅館	14条3項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内（宿泊者ではなく、従業員が分けることも可）
		14条4項	宿泊施設における資源ごみの分別排出（★）
⑥大学・ 共同住宅等	大 学	15条1項	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発
	集合住宅 管理者	16条1項	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発

関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務）

取組分野	業種等	条 例	取組項目
①ものづくり	製 造	10条2項 1号	製品の軽量化等の環境配慮事項のPR（包装や製品への印字等）
		10条2項 2号	自社又は自治体を実施する分別回収ルートへの排出を促すPR（包装や製品への印字等）
②食	飲 食	12条2項	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ等）
		12条3項 1号	食品がその賞味期限に達するまで調理することや仕入れ量調整など、食品廃棄物等の発生抑制のための工夫の実施
		12条3項 3号	使い捨て食器（容器、カトラリー、ウェットティッシュ等）の使用抑制
③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小 売	11条2項 1号	ごみの少ない商品の優先販売（商品棚でのPRなど）や簡易包装販売、量り売りの実施
		11条2項 2号	特定レジ袋の有料化又は辞退者へのポイント還元の実施
		11条2項 3号	マイバッグ持参の周知
		11条2項 4号	店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯等）及び回収方法のPR
		12条3項 1号	量り売り、ばら売りでの販売、賞味期限内の販売継続、仕入れ量調整など、食品廃棄物等の発生抑制のための工夫の実施
		12条3項 2号	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
		12条3項 3号	持ち帰り弁当等の購入時に、割り箸やスプーン、ウェットティッシュなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
④催事 （イベント等）	主催者	13条1項 1号	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）
		13条1項 2号	イベントにおけるリユース食器の使用
⑤観光等	ホテル・旅館	14条1項	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
	土産物 製造・ 小売	10条2項 1号	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装品と贈答用品の製造・供給
		11条2項 1号	【小売業者】自宅用簡易包装品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
		14条5項	他都市での物産展における簡易包装のPR（京都市のごみ減量の取組のPR）
⑥大学・ 共同住宅等	大 学	15条2項	大学における資源ごみの回収拠点の設置

# 事業者報告制度について

以下の要件に該当する事業者は、取組の実施状況等に関する報告書及び計画書を毎年6月30日までに提出する必要があります。【条例第17条】

I 物品小売業者	1 店舗の延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の事業者
	市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の事業者
II 飲食店業者	1 店舗の延床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の事業者
	市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の事業者
III ホテル・旅館業者	1 ホテル / 旅館の延床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の事業者
	市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の事業者
IV 大学	市内の全ての大学・短期大学

## I 物品小売業者 (1～4：実施義務、5～11：努力義務)

	取組項目	取組例
1	購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内アナウンス</li> <li>・POPやポスターの掲示</li> </ul>
2	購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内アナウンス</li> <li>・POPやポスターの掲示</li> </ul>
3	購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組（特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋を有料化</li> <li>・特定レジ袋を使用</li> </ul>
4	購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋が必要かどうかを確認する声掛け</li> </ul>
5	廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装の少ない商品の販売やPR</li> <li>・量り売りや簡易包装</li> </ul>
6	特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定レジ袋の有料化</li> <li>・辞退者へのポイント還元</li> </ul>
7	購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグ持参のPR（POPやポスターの掲示など）</li> </ul>
8	再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレイや牛乳パック、小型家電、電池、蛍光管の店頭回収</li> </ul>
9	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品の見切り販売の実施</li> </ul>
10	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POPやポスターの掲示</li> <li>・マイボトル持参者へのポイント付与</li> </ul>
11	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰り弁当等の購入時に、割り箸やスプーンなどの要否と必要数を確認する声掛け</li> <li>・使い捨てのウェットティッシュ、ペーパータオルなどを希望者のみに提供</li> </ul>

## II 飲食店業者 (1:実施義務、2~5:努力義務)

	取組項目	取組例
1	食事として提供された食品をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POPやポスターの掲示</li> <li>・小盛メニューの紹介</li> </ul>
2	飲食店の利用者から食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときに、衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドギーバッグ等による持帰り希望者への対応（生鮮食品など調理の必要がある食品は提供しないなど、衛生管理上の配慮が必要です。）</li> </ul>
3	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要予測に応じた仕込み量の調整</li> </ul>
4	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・POPやポスターの掲示</li> <li>・マイボトル持参者へのポイント付与</li> </ul>
5	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨ての容器、カトラリー、ウェットティッシュ、ペーパータオルなどを希望者のみに提供</li> </ul>

## III ホテル・旅館業者 (1:努力義務、2:実施義務)

	取組項目	取組例
1	滞在者に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメニティ用品を希望者のみに提供</li> </ul>
2	滞在者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備する取組又は滞在者に対し本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別ごみ箱の設置</li> <li>・分別の取組をPR</li> </ul>

## IV 大学 (1:実施義務、2:努力義務)

	取組項目	取組例
1	学生に対し、本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知し、及び当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行う取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生向けガイダンスでの周知</li> <li>・学生向けPCサイトへの掲載</li> </ul>
2	構内において、学生が再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電、電池・蛍光管の分別回収</li> </ul>

### 改善勧告・公表について

- ・本条例において2 R等の取組の対象となる事業者が実施義務・届出義務・報告義務を履行しないなどの場合、必要な措置を講じるよう勧告をすることがあります。【条例第18条第1項】
- ・また、勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。【条例第18条第2項】

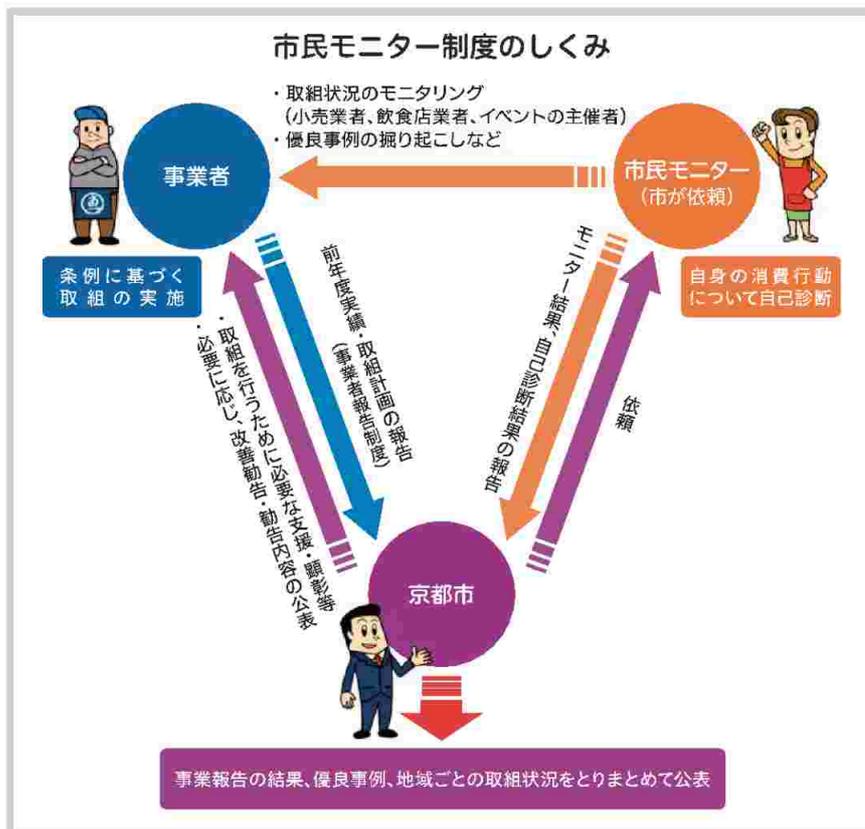
# 市民モニター制度について

本制度は、優良事例の発掘や報告義務対象外の事業者等の取組状況等の把握を目的としており、市民モニターからの報告内容を本市が取りまとめて公表することにより、地域における2Rを中心としたごみ減量活動の機運の醸成を目指します。【条例第19条第1項】

モニタリングの対象となる事業者は、条例で規定する取組の対象事業者のうち、以下の事業者等が対象となります。

- ① 物品小売業者
- ② 飲食店業者
- ③ 催事の主催者

市民モニターからの報告は、事業者の皆様からの取組報告（事業者報告制度）とあわせて、毎年1回、本市がとりまとめて公表します。



## 事業者の取組の優良事例

### (小売店)

プラスチック製品の店頭回収を実施している。  
自社製品の修理を実施している。

### (飲食店)

売り切るのが難しい商品を安価で提供するフードシェアリングサービスを活用し、食品ロスを削減している。

### (ホテル)

アメニティを客室に極力設置せず、素材についてもバイオマス由来のものを採用している。

### (その他)

事業所内に給水器を設置し、全社員にマイボトルを配布し、使用を推奨している。



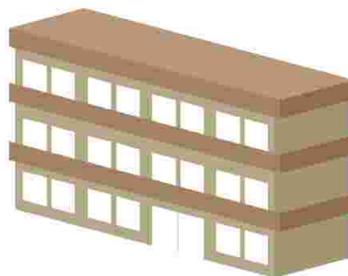
プラスチック製品の店頭回収の実施例

# その他届出制度について

## 共同住宅等分別周知等届【条例第16条】

### 対象 ▶ 共同住宅等の所有者等

共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。））の所有者又は管理者は、共同住宅等を新築されるとき又は新たに管理されるときに、居住者へのごみの減量方法や分別ルール等の周知・啓発方法や収集形態等を記載した届を京都市に提出する必要があります。



お問合せ・提出 資源循環推進課 事業ごみ担当 TEL 075-222-3948

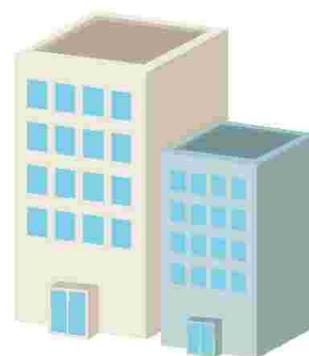
## 事業用大規模建築物減量計画書【条例第21条・24条】

### 対象 ▶ 事業用大規模建築物の所有者

事業用に供する部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の事業所の所有者は、毎年5月31日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。

### 対象 ▶ 事業用大規模建築物の建築主

事業用大規模建築物を新築する際には、廃棄物の発生量の見込みや保管場所に関する事前の届出が必要です。



お問合せ・提出 北、上京、左京、中京、右京の各区 北部環境共生センター TEL 075-701-9800  
東山、山科、下京、南、西京、伏見の各区 南部環境共生センター TEL 075-671-0511

## 特定食品関連事業者減量計画書【条例第26条】

### 対象 ▶ チェーン展開する食品関連事業者

京都市内における店舗などの床面積の合計（バックヤードや厨房などを含む）が3,000m<sup>2</sup>以上の事業者は、毎年6月30日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。



お問合せ・提出 資源循環推進課 事業ごみ担当 TEL 075-222-3948

# 事業者の分別義務について

## リサイクル可能な紙類

### リサイクルできる紙類の例



新聞



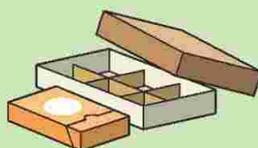
雑誌



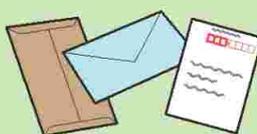
ダンボール



チラシ・カタログ



紙箱



封筒・はがき



紙製包装紙



紙袋



OA用紙



機密書類



シュレッダー紙

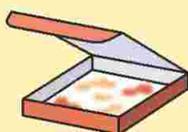


紙パック

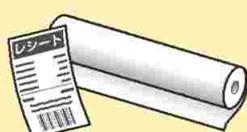
※ 紙類の分別方法や出し方については、各事業所で現在のごみの収集等で取引をされている一般廃棄物収集運搬業許可業者の方等と相談のうえ、適切にリサイクルされるよう対応をお願いします。

### リサイクルできない紙類（禁忌品）の例

これらのものは、リサイクルへの悪影響が大きいため、一般廃棄物として処理してください。



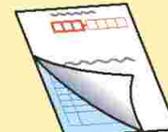
においや汚れのついた紙



感熱紙（レシート、FAX）



カーボン紙、感圧複写紙



圧着はがき



ビニールやアルミでコーティングされた紙



防水加工された紙



写真・写真プリント用紙



紙以外のものを貼り合わせてあるもの

全ての事業者の皆様にごみの分別を義務付けています【条例第38条】。次のごみ（リサイクル可能な紙類、産業廃棄物）は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集してクリーンセンターに搬入するごみ（透明袋による排出）又はクリーンセンターに自ら持ち込むごみとは、必ず分別して排出してください。

## 産業廃棄物として処理するもの

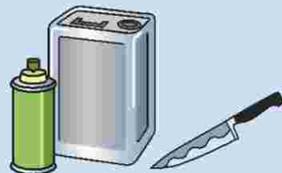
### プラスチック類

弁当・カップめんの容器、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など



### 金属類

刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など



### ガラス陶磁器類

コップなどのガラス類、陶磁器類など



### 蛍光灯電池類

蛍光灯、乾電池、ボタン電池、充電電池など



など

※ 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物処理施設に持ち込むことが禁止されています。

## 条例に基づく

### 調査等・改善勧告・命令・公表について

- ・分別義務に違反して廃棄物を排出した者を特定するために必要があると認めるときは、本市が指定する職員が、当該廃棄物に関し必要な調査を行い、又は関係者に質問することがあります。【条例第40条第1項】
- ・分別義務に違反して一般廃棄物を排出した者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することがあります。【条例第40条第4項】
- ・勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るよう命じることがあります。【条例第40条第5項】
- ・命令を受けた者が正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。【条例第40条第6項】
- ・条例の施行に必要な限度において、本市が指定する職員が土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行い、若しくは関係者に質問することがあります。【条例第40条第1項】

# (参考)「排出事業者」として知っておくべき事項及び

廃棄物の排出抑制、適正な分別、収集運搬、処理等を定める「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(いわゆる「廃棄物処理法」)では、事業者は**自らの事業活動に伴って生じたごみ(事業系廃棄物)については、自らの責任において適正に処理しなければならない**とされています(第3条ほか。「排出事業者責任」)。この「排出事業者責任」の考え方のもと、事業者には、主に以下のことが求められています。

## 1 事業者によるごみの発生抑制、適正な分別及びごみ量の把握

- ポイント1** → ごみの発生を抑制したうえで、一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル可能なものを分別し、できるものはリサイクルしましょう。
- ポイント2** → ごみ量の把握に努めましょう。

- 事業者は、モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみをなるべく出さず(リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用))、できるだけ資源としてリサイクルしたうえで、それでも廃棄せざるをえない場合、「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」を正しく分別し、排出しなければなりません。
- 事業者の従業員が事業活動に関して廃棄物処理法に違反する行為を行った場合、その**従業員だけでなく、事業者にも厳しい罰則が科される場合があります。**
- 「事業系廃棄物」を「家庭ごみ」として排出すること(家庭ごみとして地域の集積所に排出することなど)は**違法行為(不法投棄)となりますので、絶対にしてはいけません。**

ごみの分別についての詳細はこちらから



### 罰則の内容

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

### 充電式電池や充電式電化製品の混入により、パッカー車やごみ処理施設で発火!



これらは事業系一般廃棄物として排出できません。産業廃棄物として処分するなど、適切に排出してね!

### 危険物の混入により、収集作業中にケガが発生!



### リチウムイオン電池による火災事故が多発!

平成31年3月には、東北部クリーンセンターの破砕施設内で持込ごみの中に入っていたリチウムイオン電池から火災が発生し、当該施設のベルトコンベヤ等が焼損したことにより施設の全面復旧及び持込みごみの受入れ再開に約半年間、修繕費用として1億5千万円を要しました。



- 持続可能な循環型社会の実現に向けては、更なるごみの減量が必要です。ごみの減量には、ごみ量の「見える化」が効果的であることから、**事業者自らが、排出するごみ量の把握に努めてください。**ごみの減量に取り組むことで、環境負荷の低減だけでなく、経費節減や事業所のイメージアップにもつながります。

# 「許可業者」との契約の際の留意事項

## 2 許可業者への委託(事業系一般廃棄物)

ポイント3 ⇨ 京都市の許可を受けた業者(「許可業者」)に処理を委託しましょう。

- 事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、京都市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者(「許可業者」)に委託しなければなりません。

無許可業者に委託することは、違法(委託基準違反)となり、事業者に厳しい罰則が科されます。



- 委託契約に当たっては、排出されるごみの種類と量を確認したうえで、許可業者と相談し、収集の頻度、方法、料金等について決定し、契約しましょう。

## 3 排出事業者による手数料の適切な負担(事業系一般廃棄物)

ポイント4 ⇨ 排出事業者が適切に手数料を負担しましょう。

ポイント5 ⇨ 手数料改定に係る具体的な契約料金は、契約業者に相談しましょう。

- 排出事業者の皆様が、事業系一般廃棄物の収集運搬を許可業者に委託する際、許可業者に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」(人件費や燃料費等含む)だけでなく、京都市がごみを処理(焼却〜埋立)するための「手数料」が含まれています。

この手数料については、許可業者を通じて間接的に市に納入されていますが、本来、「排出事業者責任」の考え方にに基づき、排出事業者に負担いただくべきものです。

- 手数料改定に係る契約更改に当たっては、自らが排出するごみの種類と量や回収希望頻度などを、許可業者に伝えて契約しましょう。

ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



ごみ処理料金には、京都市のごみ搬入手数料が含まれているんだね





京都市  
CITY OF KYOTO

京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3946 FAX 075-213-0453 メール gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

- 本リーフレットは、ホームページからもダウンロードできます。

京都ごみネット

🔍 検索

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」としてリサイクルへ

